

第 2 分 科 会 (No. 8)

1 日 時 令和7年3月25日(火)
午前10時00分 開会
午前10時29分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 (20人)

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 主 査 | 伊 藤 淳 一 | 副 主 査 | 小 宮 けい子 |
| 委 員 | 宮 崎 吉 輝 | 委 員 | 中 村 義 雄 |
| 委 員 | 吉 田 幸 正 | 委 員 | 西 田 一 |
| 委 員 | 金 子 秀 一 | 委 員 | 立 山 幸 子 |
| 委 員 | 小 松 みさ子 | 委 員 | 松 岡 裕一郎 |
| 委 員 | 岡 本 義 之 | 委 員 | 森 本 由 美 |
| 委 員 | 中 村じゅん子 | 委 員 | 山 田 大 輔 |
| 委 員 | 宇 土 浩一郎 | 委 員 | 高 橋 都 |
| 委 員 | 小 宮 良 彦 | 委 員 | 有 田 絵 里 |
| 委 員 | 柳 井 誠 | 委 員 | 本 田 一 郎 |

4 欠席委員 (0人)

5 出席説明員

| | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| 保健福祉局長 | 武 藤 朋 美 | 子ども家庭局長 | 小笠原 圭 子 |
| 都市ブランド創造局長 | 井 上 保 之 | 教 育 長 | 田 島 裕 美 |
| | | | 外 関係職員 |

6 事務局職員

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員会担当係長 | 梅 林 莉 果 | 書 記 | 岩 瀬 美 咲 |
|---------|---------|-----|---------|

7 付議事件及び会議結果

| 番号 | 付 議 事 件 | 会 議 結 果 |
|----|--|------------------|
| 1 | 議案第1号 令和7年度北九州市一般会計予算のうち所管分 | 分科会報告の取りまとめを行った。 |
| 2 | 議案第2号 令和7年度北九州市国民健康保険特別会計予算 | |
| 3 | 議案第3号 令和7年度北九州市食肉センター特別会計予算 | |
| 4 | 議案第11号 令和7年度北九州市土地取得特別会計予算のうち所管分 | |
| 5 | 議案第13号 令和7年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | |
| 6 | 議案第16号 令和7年度北九州市介護保険特別会計予算 | |
| 7 | 議案第19号 令和7年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 8 | 議案第21号 令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 | |
| 9 | 議案第25号 令和7年度北九州市病院事業会計予算 | |
| 10 | 議案第35号 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | |
| 11 | 議案第38号 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について | |
| 12 | 議案第39号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について | |
| 13 | 議案第41号 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について | |
| 14 | 議案第42号 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について | |

| | | |
|----|---|------------------|
| 15 | 議案第46号 北九州市スポーツ施設条例の一部改正について | 分科会報告の取りまとめを行った。 |
| 16 | 議案第52号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について | |
| 17 | 議案第53号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について | |
| 18 | 議案第70号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について | |

8 会議の経過

○主査（伊藤淳一君）開会します。

議案第1号のうち所管分、2号、3号、11号のうち所管分、13号、16号、19号、21号、25号、35号、38号、39号、41号、42号、46号、52号、53号及び70号の以上18件を一括して議題とします。

ただいまから、分科会報告の取りまとめを行います。

主査及び副主査において、案文を作成しておりますが、分科会報告については、従来から簡潔に取りまとめたいとの申合せがあっており、論議された事項を全て盛り込むことは難しいので、御了承願います。

それでは、案文を事務局に朗読させます。

（案文の朗読）

ただいまの案文に対して、意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

それでは本案をもって、分科会報告としますので御了承願います。

（主査及び副主査が挨拶を行った。）

以上で、閉会します。